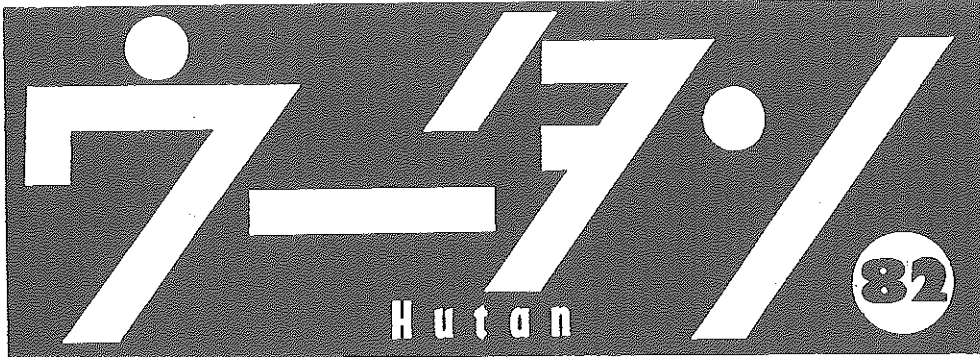


Save The Tropical Forests



森の通信

2007.1.16



CONTENTS

- ラミン・キャンペーン報告  
..... 4P
- ラミン違法材停止  
アンケート..... 7P
- カリマンタンのダヤックの  
村を訪ねて  
FoE Japan 三柴淳一  
..... 9P
- 西カリマンタン 国境への  
旅(後編)  
中村彩乃  
..... 14P
- 世界の森林ニュース  
..... 17P
- People「アンガシル」  
..... 18P
- お便りから..... 19P

## 「殺すなかれ」(聖書より)

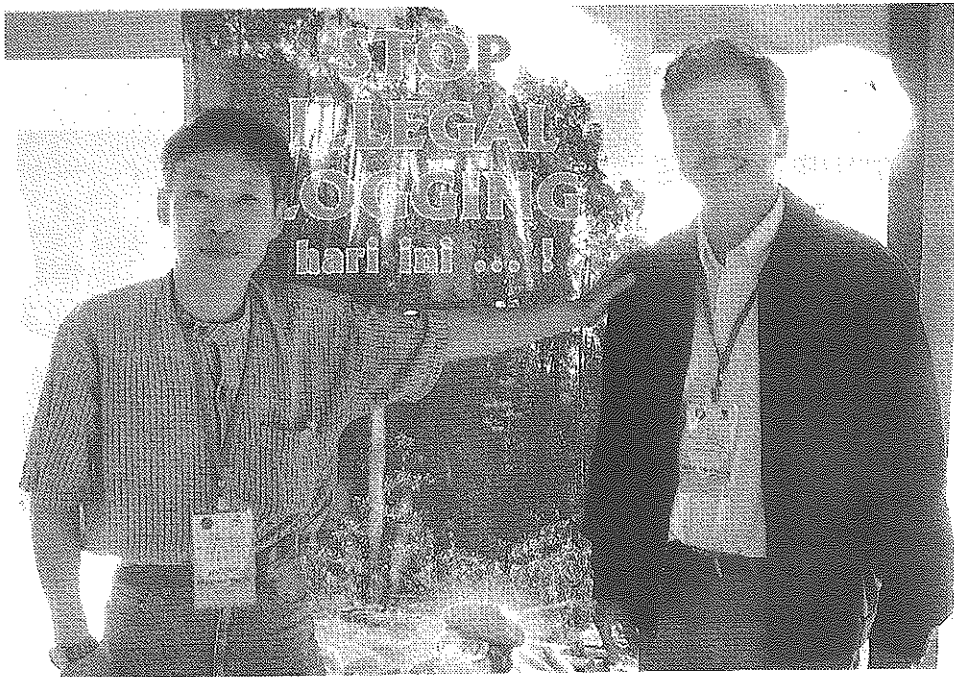
クリスマスを迎えるアドヴェントに、朝起きたとたん私の脳裏に浮かんだ言葉は「殺すなかれ。」でした。「お国のために死ぬ」人を作る法が、この間無理やりに国会で採決されました。

12月16日に参議院で新・教育基本法が採決。131対99、。郵政民営化反対議員を復党させての強行採決でした。戦前・戦中の教育で「お国のために死ぬ」子どもたちが作られ、焦土と化した日本の戦後に、「二度と教育が行政の不当な支配に屈しないように」という祈りから作られた法でしたが、精神の自由を確保するものとして価値ある条文でしたが、新法は教育を行政が計画立案して、教育の自由を排除したものです。現場で子どもからのインスピレーションを得、子どもの内面の可能性を伸ばすという教員の仕事もさらに転換を強いられてくると思えます。「個」を開く教育から「公」に貢献する日本人を作る教育です。京都では基本法先取りの「日本文化検定」の検定試験で点数を競う方法。東京都は、社会の問題を「電子文書化し教育委員会に提出」との通達。大阪は前から夏休みに読んだ書名等を教育委員会に提出と。思想信条の自由はどんどん奪われてきています。

憲法9条があるにも関わらず、海外派兵を本来業務にできる防衛省昇格が採決。共謀法は「目配せしても罪」という具合に、環境保護運動も軒並み「罪」となる可能性の法です。600項目も改悪を目指す国は世界で初めて。これを強行採決しようと虎視眈々と政府は狙っています。「5年以内に憲法を変える」という首相。戦争のできる国づくりにNOを。流れを止めなければならぬと思います。(奥村知亜子)

## 《ウータン活動報告》

- 2006・10・3 通信『ウータン81号』発送
- 10・9 全国合成洗剤追放連絡会主催集会で、峠氏に代わり西岡がアブラヤシ問題報告。
- 10・15 ウータン、ラミン調査会『カリマンタンの森林破壊』集会開催。報告:中村、西岡。集会後、ウータン、ラミン調査会合同会議を開催。
- 10・30 パンフレット『The Final Trade of Ramin』を入稿。
- 11・4 パンフレット『The Final Trade of Ramin』印刷完成。林野庁等へ送付。
- 11・8-11 西岡、ITTO(国際熱帯木材機関)理事会へ参加。
- 11・9 ウータン、FOEJapan主催で『森林破壊のインドネシアから』東京集会開催。講演:インドネシア環境NGOのTelapak・ヤヤット・アフィアント氏、西岡。
- 11・9 Telapak ヤヤット・アフィアント氏と西岡、東京都九段のT Homeのメルバウ材使用販売確認。許可得て写真撮影後、同社に冊子貰う。後日、FOEJapanが同社にTelすると「扱いは・・・直接なし」と。
- 11・13 FOEJapanと連絡し、ヤヤット氏とFOEJapanがA社等メルバウ使用2社訪問。
- 11・14 ウータン、ラミン調査会主催で『森林破壊のインドネシアから』大阪集会開催。講演:Telapak ヤヤット氏、FOEJapan 三柴淳一氏。
- 12・1 大半違法伐採材のメルバウ(同材はバプア・ニューギニアでクイラと呼び、丸太等日本へ輸入)の輸入等取扱い企業約100社に、停止申入れ・調査等の会議を開く。バプア・ソロモンの森を守る会、FOEJapan、ウータンで調査概要を確認。
- 12・2 東京都内でウリン、メルバウ材輸入企業確認。ウリン輸入量大手の関東5社判明。S、M、A、N、H社。3社状況確認。違法伐採等でウリン価格が高騰し、輸入激減。
- 12・2 JATAN名古屋メンバー主催の学習会で「ラミン材・違法材問題」を西岡が講演。
- 12・17 温暖化防止へ向け気候ネットワーク主催の会議に参加。



## A Happy New Year

『the Good job, HUTAN!』『私たちが違法伐採・違法貿易と闘い、インドネシアを含む世界の森林保全を目指したい!』 All the best. *Togu 氏より*



▲ Togu Manurung(トグ・マヌルン)インドネシア林業大臣相談役

# 《やれば出来る！ラミン材・違法材停止⑬》国際キャンペーン(7) —シンガポールのラミン使用企業の 8割停止へ！—

事務局長・西岡良夫

## 【違法材は、停止が世界的潮流だ！】

2005年よりウータンは、国内のラミン使用企業の停止への目処がついたので、マレーシアやシンガポールのラミン材を輸入する企業、大量に扱う企業に使用停止の要請を行いだした。

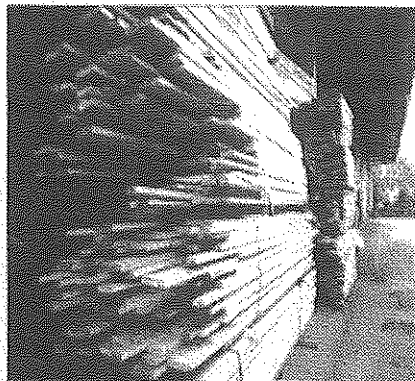
シンガポールでラミンを輸入・輸出する50社以上。シンガポールのラミン使用企業を05年に判明させて、同年の夏より違法ラミン材停止の申入れを始めた。マレーシアのほうを先行させていたのだが、停止へと進まないし、インドネシアのTelapakや英米NGOのEIAがマレーシア企業の密輸暴露しているため、予定変更だ。

シンガポール企業に申入れると意外と分かってくらえた。シンガポールをターゲットにする。2006年にかけて4回、個別に話合いに出かけた。

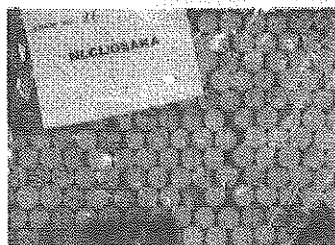
2006年6月、判明分の約半数の企業を廻った。そのうち住所が変わった企業もあった。「検討する」と答えた企業の一部を再度訪問する。

ある企業の社長と話す。そこでシンガポールの大半が停止に向かっているのが判明した。社長は

「ラミン材が違法と分かった。ラミン材が高騰して販売が困難だ。2005年、2006年にラミン材停止が相次ぎ、私の知る範囲で5社。最大9社だろう。約8割がラミン材輸入を停止した」と。



上) Telapak 撮影・2000年シンガポールへラミン材  
下) ウータン撮影・2000年シンガポールからラミン材が大阪へ、N木材輸入



だがシンガポールから日本へまた違法ラミンを輸出していた。General Lumber Products Pte.社だ。同社は、今もインドネシアから輸入し、和歌山県貴志川N木材へ今も輸出していた。

私は代表者が不在のため、その妹に違法ラミンの停止を申し入れた。

日本が9割以上停止し、シンガポールがラミン材8割の停止となってきた。ただメルバウやウリンの違法貿易はシンガポール、マレーシア等が拠点となっているが、新しい【違法貿易停止への流れ】が出来つつある。

【違法材は、停止が世界的潮流だ！】

## 《やれば出来る！ラミン材・違法材停止⑭》国際キャンペーン(8)

=ラミンの森にオランウータンが戻

った！ 国際活動の成果！

事務局長・西岡良夫



上) オランウータンがラミンの近くに巣を作る  
下)違法伐採停止したタンジュン・プティン国立公園



右) オランウータンの子ども  
Tanjung Puting National Park で

2006年9月、いろいろな情報をもってインドネシア中カリマンタンで違法伐採が続いていたタンジュン・プティン国立公園内を調査。

9月12日、ローカルNGO同行により、同公園の西側のスンガイ・ブル・クチルとスンガイ・ベサルを調査する。

情報によれば、「違法伐採業者が多く移動」とのことで、確認に行った訳だ。スンガイ・ブル・クチル、スンガイ・ベサルなどの河口に伐採の木材船が全く見あたらない。

川奥の方向へ行けばラミン材が切られたままだった。2年前に伐採停止したらしい。

ある場所に船をとめ、ラミン数量を確認しようとしたら、オランウータンの巣を次々と発見。4ヶ月前に作ったものだという。このあたりのラミンの本数はha当たり35本近くあり、ラミンの森と呼ぶにふさわしい所だ。

ラミンの森にオランウータンが戻ってきた。オランウータンはラミンの果実も好きだから。これは世界的な違法伐採・違法貿易停止のキャンペーンと地元NGOや政府から依頼を受けた警察のパトロールで、同公園の違法伐採者がいなくなった。

他の所でもパトロール強化し、さらなる違法伐採反対の声をひろげれば、他の地域で違法伐採はなくなっていくのではなからうか。



### 【伐採企業がタンジュン・プティンから移動】

初日は、タンジュン・プティン国立公園のツーリストが多く行くセコニア川を遡る。Telapakによると、2002年過ぎまでここで違法伐採して、その木材を港町のクマイまで運んでいたという。オランウータン・ファンデーションの事務所があるにも拘らず、。

タンジュン・プティン国立公園の大半は泥炭湿地林だ。そこにラミンやヒルギ科植物だけでなく、いろんな生態系を醸し出していた。「違法伐採で変わった」とガイドが言う。ガイドに言われて、リンバ・ロッジに泊まる。後で知ったのだが、ここはタンジュン・リング社の資本が入っていたのだ。

2日目、リンバ・ロッジからオランウータン・ファンデーション事務所へ向かう。

朝6時に、チャーターした船を出港させたので、保護されていない自然のオランウータンを2頭違う場所で見つけた。

オランウータン・ファンデーション事務所にやはりアシュリーさんなどは不在だった。その夜にリンバ・ロッジに泊まるアシュリーさんらが引率した欧米のボランティアの人達とも会い、状況について話した。

翌日、スンガイ・ブル・クチルなどへ行って判明したことだが、違法伐採を続けていたタンジュン・リング社、バリト・パシフィック社、Korindo(韓国資本)社の労働者の大半が、この地をあきらめ、Lamandau(ラマンドウ)やSebangau(セバンガウ)に移動していた。

地元 NGO やオランウータン・ファンデー

ションのパトロールや警察の巡視、国際キャンペーンで違法伐採が停止した。状況が変わったのだ。Ramin 違法貿易の停止だ。

### 【ウリンの植林を初めて見た】

3日目、ガイドのトーマス氏が「ウリンやいろんな原生の植林を見れば面白い」と言い、タンジュン・ハラボン近くへ向かう。

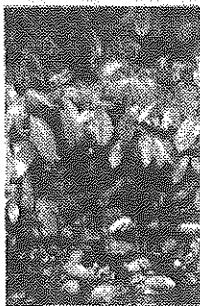
ウリンの木馬道を歩きながら、保護されたオランウータンを撮影。オランウータンの父親は警戒し、彼の妻と子どもをケア。

15分ほどで小屋に着いた。トーマス氏は「あの先の森の下にウリンやニャトウの苗床がある」と。見るとウリンの種は巨大だ。

「ウリンなどの植林を見たい」と言ったので Friends of National Parks Foundation のメンバーのアドラン氏たちが同行する。

「2年で60cmになった。しかしこの樹の成長は非常に遅い。違法伐採でどんどん消滅している。レッド・リストなのだが、。」と。

他の地域でもウリンの違法伐採がされている。多くのインドネシア人が使用するが、輸出が主で、日本では公共事業で使用されている。ウリンの生存のピンチなのだが、。



(右写真・ウリンの苗床)

ラミン、メルバウ、ウリン材等違法材使用停止施策について  
(質問依頼)

都道府県 知事様

向 担当部長・課長様

- 1、2003年6月の『違法伐採及び違法に伐採された木材と木製品の国際貿易に取り組むための協力に関する日本とインドネシア政府との間の共同発表・アクションプラン』以降の政府取組みをご存知ですか。また、平成18年2月閣議決定した『木材・木製品の合法性の証明のガイドライン』が18年4月から木材業界でも導入・実施されているのをご存知ですか。  
A) どちらも知っている。 B) 知らない。 C) 『違法貿易停止への発表・行動計画』のみ知る。
- 2、貴職は、『木材・木製品の合法性の証明のガイドライン』（対象：中央省庁、国会、裁判所、都道府県、市町村等）の施行に基づき、木材・木製品調達を実施しておられますか。  
A) 実施。 B) 未実施。 C) 対応策を検討中。 E) 国に聞く。
- 3、三重県議会で2005年3月に「違法材停止に関する意見書」を採択しています。2005年の私たちの質問依頼に、神奈川県は「使用材が違法なら使用継続なら指名停止も検討」と回答しています。貴自治体は違法材停止に対し、どのような措置を取られますか。  
A) 自治体で違法材停止を実施。  
B) 違法材判明時は、自治体内の使用停止と「入札停止」も検討する。  
C) 三重県議会と同措置を検討し、まず違法問題をPR。  
D) 今年度中に使用停止を検討する。 E) 今は何も措置をとらない。
- 4、ラミン材使用についてお聞きします。
  - 4-1) インドネシア産ラミン材は2001年にワシントン条約に登録され、その後2004年10月に同条約のCITES会議で付属書Ⅱに格上げされ、インドネシア産だけでなく全世界のラミン材が原産地証明書、CITES許可書がなければ取引できなくなりました。そのことを貴自治体はご存知ですか。  
A) 知っている。 B) 知らなかった。
  - 4-2) 私たちからの『ラミン材停止依頼』に対し、仕入企業や使用企業など375社が環境面を考慮して、大半が【停止・転換】し始めています。しかしまだラミンを使用している企業もあります。もし貴都道府県下で違法のラミンを輸入したり、製造を続けている企業が判明したら、貴職はどのような措置を取られますか。  
A) 停止するよう指導。 B) 停止指導した後、従わない場合『指名停止』を検討。  
C) 対応策を検討。 D) 指導できない。 E) 国に聞く。



5、メルバウ（パプア・ニューギニアではクイラと呼ばれる）材についてお聞きます。

2005年11月、39回 IITC(国際熱帯木材機関理事会)で、国連、FAO等参加のもと、インドネシア西パプア州及びパプア・ニューギニアで違法伐採されている「メルバウ材は保護すべき樹種で、ワシントン条約へ上程要請する」と決議されました。2007年、同条約で保護種となるのは明らかです。日本にも輸入されおり、約100社が使用しています。違法と判明したメルバウ材に対し、貴職はどのような措置を取られますか。

- A) 自治体内使用停止及び取扱い企業へ使用停止を求める。 B) 自治体内で使用停止を決める。  
C) 違法材使用停止を検討。 D) 判明させる力量がなく指導できない。 E) 国に聞く。

6、ボルネオ鉄木（ウリン、ペリアンとも呼ばれる）についてお聞きます。

近年、公共事業の土木、港湾事業等に利用されているボルネオ鉄木は、国立公園や保護区で違法伐採されて、日本に輸入されています。このボルネオ鉄木は IUCN のレッドリスト（絶滅危惧種）に入っています。このような情報を得て、貴自治体はどのような対策を取っていただけますか。

- A) 自治体内使用停止及び取扱い企業へ使用停止を求める。 B) 自治体内で使用停止を決める。  
C) 違法材使用停止を検討。 D) 判明させる力量がなく指導できない。 E) 国に聞く。

7、都道府県で認証した地元材の使用は、違法材をなくすために有効と思われます。貴自治体はどのような政策を実施されていますか。

( )

\*なお、貴自治体で認証した地元材がありましたら、認証方法や認証材の検証方法などの資料をご送付ください。

自治体名 ( ) 部署名 ( )

Tel または mail( ) ご記入者 ( )

ご協力ありがとうございました。

2006年12月20日

ウータン・森と生活を考える会  
ラミン調査会

…質問のご返送は、2007年1月16日までをお願いします。…

送付先は、大阪市北区中崎西1-6-36-308か、下記のFaxへお願いいたします。

(質問への問合せ) ウータン・西岡まで Tel)090-7767-0761[携帯]・Fax)072-252-0505





ダマールと呼ばれるメランティ樹液の固形物(いわゆる非木材林産物)などから得ていて、隣接する森や企業の伐採地跡から採集している。金はグラムあたり 140,000 ルピア、ラタンは 100kg で 150,000 ルピア、ダマールはキロあたり 1,000 ルピアで売れるようだ。発電ダムの側ながら、電気は引かれておらず、2~3 世帯が発電機を有しているのみ。ほとんどの世帯は灯油ランプでの生活だ。

### 森の様子

村長の案内で、近くの森を散策した。村周辺に広がる畑を抜けて、村長が言うところの「村の保護林」から森林開発権を保有する S 社の伐採地を抜けて山土場までの片道約 2 時間のコース。砂金採集地へ向う道にもなっていて、獣道ながら十分に踏み固められていた。

最初に村の保護林に入る。ごく一般的な「鬱蒼とした樹海」をイメージしていたが、だいぶ人の手が入っている明るい森の様相だ。勿論、熱帯雨林の代表樹種であるフタバガキ科のメランティ、クルイン、バンキライや、ラミン、ウリンといった希少種もあちこちに見られ、多様性に富んでいるが、直径 1m を超えるような目を見張るほどの大木は少なかった。

村の保護林を抜けると一層明るい森になる。行く手をやや遮る下草の背丈も低くなる。企業の伐採地に入ったからだ。その境界について村長に尋ねると、山間の谷筋を境界としているとのことだった。伐採地内とあって、村の保護林内とは当然異なり、疎林という言葉の浮かぶ状態だった。しかし皆伐されているわけではないので、天然更新したメランティの幼樹が至るところに見られた。この辺りの伐採活動が終了したのは 2004 年。2 年足らずだが、伐採道跡にも、天然更新した幼樹や、十分な下草が見られ、熱帯雨林の優れた回復力を実感した。

### 未曾有の大洪水

2006 年 6 月、村に大事件が起こった。大洪水である。その時期、数日に渡って大雨が続き、河の水位が上がり、村一帯が床上浸水したそうだ。幸い死者は出なかったが、備蓄食糧や労働力として使える家畜がすべて犠牲になった。したがって村は、復旧後間もなく、やや食糧調達に難がある状態だった。村長は「生まれて 65 年、あんなことは初めての経験だった」と振り返る。重ねて、森の水源涵養機能について再確認をしたようで、森林保全意識はとても高い。

### ローンが組めない?

「都会の人々は経済成長の波に乗じて、ローンによってバイク、車、電化製品などを購入し、豊かさを満喫しているものの、担保にするものがないのでローンすら組めない」と村長はぼやく。実のところ、アルタイン村は正式に居住権が認められていない。リアム・カナンダム周辺は 1990 年制定の自然保護法(1990 年第 5 号法律)により保全林(*Hutan Lindung*)に指定されているためだ。前出の村長の言うところの「村の保護林」について補うと、それ以前はともあれ、1990 年以降は政府の保全林の一部であり、新森林法(1999 年第 41 号法律)に基づく慣習林(*Hutan Adat*)として認められたものではない。居住権については、現在政府と交渉中で、「居住権を認める」ことで合意されたようであるが、正式に署名された書面が発行されたわけではないので、法的根拠を得ていない状態である。

ダム建設以前は、村人たちは割合に大きな規模のゴム農園を営み、そこそこの現金収入を得ていたようだが、ダムに沈んでしまい、さらには十分な補償も得られなかったようだ。

### 村人の違法伐採

砂金採集、ダマール採集のみでは十分な現金収入は得られず、やはり人々は違法伐採に手を汚していた。家の新築、増築、修復が盛んだが、見たところ、市場から木材をたやすく購入できるほど余裕があるようには思えない。また森の様子を見に行った際には、村人2人がチェーンソーを担いでいくのを見かけ、しかもその際、村長と何やらひそひそと相談していた。極めつけは、彼らの立ち去った後に、ウリンの伐根とチェーンソー製材品を確認。伐採行為を目撃することはできなかったものの、彼らが伐採行為に関わっていることは確かだ。

彼らの主張する「村の保護林」が新森林法に基づく慣習林やコミュニティ林 (*Hutan Kemasyarakatan*) として認められていないため、彼らが伐採しているのは政府の指定する保全林内となる。新森林法において、保全林内の森林利用については、非木材林産物の収集に限られている。つまり、木材はたとえ自家消費用であっても利用不可なのだ。

自家消費に留まらず、伐採したウリン、バラウなどをバンジャルマシンなどの市場に出荷している噂も耳にした。ティウインガン・ラマ村に詰めている森林警察官に聞いた話だが、村人の違法行為には、地元では有名な国家警察の汚職警官が絡んでいて、その人物に賄賂を送ることにより、伐採時の森林警察からの保護や、出荷時の道路における検問見逃しなどの便宜を図ってもらっているようだ。最近になってインドネシア政府、および国家警察の違法伐採に対する取り組みは強化され、地元の森林警察も、取締りを厳しくしているようだが、取締り日やその他詳細が汚職警官によって現場の伐採者にトランシーバー等で伝えられてしまい、現行犯で逮捕することが難しいようだ。

### ○東カリマンタン、バアイ村

東クタイ県北東部、ダヤック・バサップの人々が多く住むバアイ村。S社の森林開発権保有地を見学した後、その周辺にある村を訪問したい、とリクエストしたところ案内してくれた村だ。

S社の貯木場から車で約2時間、延々と続く赤い伐採道からそれて、10分ほど走ったところに位置する。その伐採道は、S社以前にこの周辺の森林保有権を所有していたSh社が造成したもの。現在Sh社は保有権を更新しておらず、林業省に帰属した国有林(生産林)となっている。ちなみに州都サマリダからのアクセスは、陸路で8時間移動し、湾に面した街ジャンクリランから船に乗り換えて約2時間河を遡ったところにS社の貯木場がある。正味12時間の旅となる。

### 村の概況

以前は、現在人々が居を構えているところから少し離れたところに村はあった。S社の勧めにより、村全戸の建設費をS社に負担してもらうことで移転してきたとのこと。その理由は不明だが、以前、S社の貯木場が人々の居住地の側にあったことから、S社との付き合いがあるようだ。

村には52戸の家が建ち並び、S社によって建設された小学校もある。教師もS社から派遣されている。また発電機も数台あり、每晚5時から11時まで発電機を稼働させており、全戸ではないが

TV やステレオなど電化製品を利用している。驚くことに発電機の燃料は S 社負担とのこと。南カリマンタンのアルタイン村と比べると、より近代的な生活をしている。

この村には、民族長、行政長、議長という 3 人のリーダーがいる。各リーダーが協力し合い、村を運営している。また州政府に認められた慣習林を有している。民族長の話では、村人の主な職業は農業であるが、木材も重要な現金収入源となっている。チェーンソーマンは約 20 人。大工も 5 人いる。1m<sup>3</sup>あたり 150,000 ルピアくらいの収入があるそうだ。大工の報酬は家一軒あたり 15,000,000 ルピア。

### 慣習林に群がる伐採企業

私たち珍客の訪問目的説明と私たちから村人への質問の機会として、民族長が村の全体集會を準備してくれた。その会合の場で、慣習林を巡っての驚くべき事実を知ることができた。S 社との関係は良好のようだが、バアイ村ではその他に伐採企業 5 社との関係があり、うち 1 社とは現在契約交渉中だという。その内容を以下にまとめた。

企業	契約条件	金銭補償	結果
A	3,000ha のゴム農園造成	6 万ルピア / 木材 1m <sup>3</sup>	農園造成不履行、補償なし。
B	3,000ha のゴム農園造成、家屋・学校建設		農園造成、建設不履行。
C	2,700ha パームヤシ農園造成	6 万ルピア / 木材 1m <sup>3</sup>	農園造成不履行。3.5 万ルピア / 木材 1m <sup>3</sup> の不十分な補償。
D	不明確な契約		無許可貯木場造成。
E	パームヤシ農園造成、橋建設	現在契約交渉中	現在契約交渉中

出所：村の全体集會(2006 年 7 月 30 日)における村人の発言から

D 社を除き、いずれのケースも農園造成を条件にした木材伐採契約を結ぶことで、木材収入を企業に横取りされてしまっている。一般的には木材利用権 (IPK) による伐採ということになるが、極めて悪質のものであり、村との契約不履行は許しがたい。E 社との契約交渉は、ちょうど訪問した日の夜に行われていた。正式契約には至っていないようだが、どう転がるのか心配である。

悪質な伐採企業にとって魅力のある慣習林。要するに、森林開発権 (HPH)、産業造林事業権 (HTI) など、政府所管で煩雑な手続き、且つ規制も多い権利を取得するよりも、扱いやすい村人が所有する慣習林における伐採権を取得するほうが、はるかに容易だということであろう。

本来、口約束であっても「契約事項」として成立するため、裁判ということも考えられるが、その行動を起こすための金銭的、人的資源が不足していることは明白だ。また仮に何らかの支援により行動が起こせたとしても、「企業・政府・警察の癒着」体質が大きな障害になるものと予想される。

### 村人の意識

契約交渉には、民族長単独で当るケースが多いようだ。村の3人のリーダー間での相談や、村民への積極的な情報提供についても、あまり行われていないようだ。民族長の人となりはとても誠実で気さくな人柄だが、政治性やリーダーシップにはやや欠けるようだ。私たちに同行していた通訳のYも、「度重なる企業の契約不履行で、彼は村民からの信頼を失い、孤立している」との印象を受けたようだ。民族長自身、信頼回復のために企業との交渉も積極的に行っているようだが、逆に企業にたくみに利用されてしまい、裏目に出ているように見受けられた。

村民とのコミュニケーションが疎遠になっているせいなのか、また重大な決定事項が村長と民族長のみで行われてしまうことへの不満からか、村民の中には、リーダーの慣習林管理に関して、辛辣な意見を言う人もあった。企業とリーダーが裏取引をしている、という憶測も広がっているようだった。

また、過去4回の経験がまったく活かされていないことが指摘できる。たとえ過去の意思決定において村民が置いておかれたとはいえ、5回目となった今回も何ら対策が講じられていない。被る被害は平等であるにも関わらず、村民は完全に静観してしまっている。

うがった見方をすれば、森としての慣習林をただ切り売りしているのみで、森としての価値を見出していないとも考えられる。事実、S社によって様々な生活向上支援が得られ、知らず知らずに企業に飼い慣らされているように思える。したがって、4回にも渡り企業に不当に扱われているものの、もしかしたら次こそは、とかなかなか期待を持っているのかも知れない。たとえ少額でも労せず現金が得られることほど楽なことではないことも事実である。

#### 慣習林、慣習法の無限の可能性

しかし、村民が気付いていない重要な彼らの権利がある。それは、慣習林として認められていることで、自分達の法律、ダヤック・バサップ慣習法を独自に適用できる権利だ。HPHに国の法律が適用されるように、慣習林に慣習法が適用されるのは至極当然である。幸いにして、木材は伐採されてしまったものの、農園造成は未着手なため、元の森林に戻すチャンスは残っている。植林/天然更新を問わず、管理の手を入れることで、元の豊かな森林に回復する可能性を秘めている。

#### おわりに

南カリマンタンのアルタイン村と東カリマンタンのバイ村。土地柄、社会背景など、すべてが異なり、比較することに無理があることを承知で、敢えて「慣習林・慣習法の有無」で見ると、その権利を有するバイ村の可能性がいかに大きいことを感じた。

現状は、企業のいようにされ管理状態も最低レベルだが、その森林を主体的に改善、利用していく権利を既に持っているため、彼らの意識さえ改善されれば、すぐにでも取り掛かることができる。それを持たざるアルタイン村は、少なくともその権利を得る努力から始めなければならず、自助努力可能な範囲は限られており、その可能性の差は歴然であろう。一般的に「先住民」という言葉で表現される人々は、社会的に弱い立場であることが、その解決の一つとして「権利を与えること」がとても重要であることを、今回の訪問で再確認をした。

## 西カリマンタン 国境への旅 (後編)

神戸大学発達科学部  
中村彩乃

「大丈夫か？」

暗闇の中から声が聞こえる。バイクから落ちてしまったが、どこも痛くない。怪我はしていないようだ。だが、体はすっかり冷え切ってしまっている。私たちは、先を急ぐことにした。再びバイクに乗り、近くの集落を目指す。しばらく走ると集落があり、小さな屋台に入った。そこで、インスタントラーメンを頂く。ラーメンの熱いスープで体が温まると、私たちはすぐにソソックの街を目指して出発した。

ソソックの街についた時には、時計の針は夜中の12時をまわっていた。街は静まり返っている。私たちは今夜の宿を探すことにした。2軒目の宿でようやく部屋を見つけると泥を落とし、そのまま眠ってしまった。

翌日は、昨日とうってかわって晴天であった。私と相棒は、農家を訪ねる前に、国境の街エンティコンへ行くことにした。エンティコンまでは舗装された道が続いた。しばらく走ると、道の両脇に等間隔に植えられたオイルパームの林が現れた。オイルパームのプランテーション農場である。どこまでも続くオイルパームの林を抜けると、焼畑によって地面がむき出しになった山々が現れた。いくつかの山では、今も煙が上がっている。まさに今、火が放たれようとしている山もあった。



オイルパームを運ぶトラックの列  
サンガウにて

焼畑による煙害は、隣国のマレーシアやシンガポールからの抗議もあり、現在、禁じられているというが、あちらこちらの山から煙が上がっているのを見る限り、特に取り締まっているとは思えない。

マレーシアとの国境であるエンティコンの街は、予想外に静かであった。国境のゲートの近くには、マレーシアの商品を売る店が軒を連ねているが、客の姿はほとんど見られない。また、マレーシア側からは、国境を越えてくる車が見られるものの、インドネシアから出国する車はほとんど見られなかった。木材を積んだトラックは1台もなく、聞けばそのようなトラックは夜間にしか通らないという。時折、マレーシアから来たトラックが、インドネシア側で待つトラックからドリアンを積み換え、再びマレーシアに出国していくのが見られるだけであった。

私たちは、エンティコンを後にした。次の目的地はサンガウ。実際にオイルパームで生計を立てている人々に会うためである。

サンガウに着いた時には、辺りはすっかり暗くなっていた。サンガウは、ソソックやエンティコンよりも賑やかな街であった。メインストリートの両端には、食堂や雑貨屋、車の修理屋が

連なっている。私たちはまず、小さな屋台に入り、なまずのから揚げを食べた。屋台を経営しているのはジャワからの移住者であった。人口の少ないカリマンタンへは、主にジャワ島から多くの人が就業機会を求めて移り住んできた歴史がある。だが、昨今では、移住民への反感が暴動に発展するケースが増えている。西カリマンタンでは、サンパスという街で、原住民であるダヤック人と、移住民であるマドゥーラ人との暴動で多くの死者が出た事件は記憶に新しい。今回の私の旅も、最初はマドゥーラ人のパートナーと行くはずであったが、農民たちの多くがダヤック人であり、今でもマドゥーラ人に対する嫌悪感を抱く人が多いということからダヤック人のパートナーとの旅になった。このことから、移住民との軋轢は今でもセンシティブな問題であることが分かった。

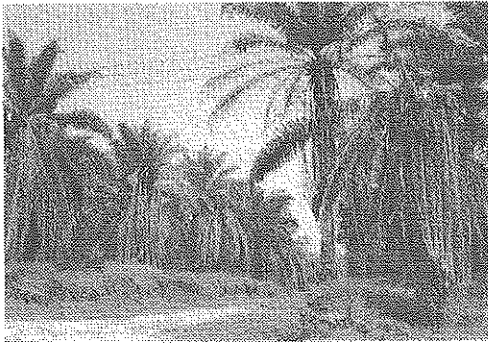
翌日、私はオイルパーム農家の組織の代表であるチオンさんを訪ねた。この組織は2006年の5月に結成されたばかりである。チオンさんによると、オイルパーム農家が問題にしていることの一つは、オイルパームの価格の安さであるという。オイルパームは1キロ500ルピアほどでしか買い取らず、農民の収入は1ヶ月約20~30万ルピアの収入にしかならない。更にこの価格は、西カリマンタン州によって定められており、州内のどこの工場でもこの価格であるという。よって、より価格がよく、いつでも収穫可能なゴム栽培に転向したいと考える人が多

いという。現在、マレーシアとの国境に、大規模なオイルパームのプランテーション農場を作る計画があるが、この組織では国境近くに土地を所有する農民たちにオイルパーム農家の現状を伝えていく活動もしているという。

チオンさんとパインドゥ村に行ってみた。村に入ると、オイルパームの農園が現れた。だが、ある一画のオイルパームの枝は、枯れてしまっているのか全てしなだれていた。聞けば、もう収穫が見込めないオイルパームには薬を注入し、枯らしてしまうのだという。

農園の先の集落で、ゴムの樹脂を固めたものを機械に挟み、水分を取り除く作業をしていたマティウスさん(52歳)に出会った。マティウスさんは、1982年に持っていた土地をオイルパームのプランテーションの造成のためとして強制的に取られたという。その代用地として別の土地が与えられたが、家からあまりにも遠くて手入れができず、最後には売ってしまったと話した。マティウスさんが、オイルパームのプランテーションができて以来、心配していることは、環境の変化であるという。特に、川の水がよどむ、井戸が濁れてしまうといった水の問題である。実際、1本のオイルパームが1日に必要とする水の量は20リットルと言われている。よって、このままオイルパームのプランテーションが増えると、インドネシア最長の川であるカプアス川の水でさえ、濁れてしまうのではと危惧する人もいる。マティウスさんは、





▲ 枝が垂れ下りてしまったオイルパームの木

農薬による土壌汚染にも危惧している。ゴム林では、自宅で消費するための野菜も同時に植えることができるが、オイルパームの林では農薬を使用しているため、怖くて他の野菜を植えることができない。そのため、市場に買いに行かなくてはならなかった。更に、自然の森が無くなったことにより、儀式などで使う野生の豚がいなくなり、彼らの文化にも大きな影響を与えている。マティウスさんは、オイルパームのプランテーションを進める企業や政府に対する怒りをあらわにしてこう言った。

「逮捕されようが、殺されようが怖くない。私は闘っていく。」

パインドゥ村からの帰り道、相棒が面白い村に連れて行ってあげると言い出した。着いた村はサンジャン村という村であった。村の中にはオイルパームの林はなく、ゴムの林や手付かずの森があるだけであった。村の中心には広場があり、鶏や豚、牛が放し飼いにされていた。この村では、パインドゥ村のように、プランテーションのために土地をとられることはなかった。その理由をルブさん（63歳）は、慣習法の存在があるのではと語ってくれた。

サンジャン村には、個人所有の土地の他に、村民共有の森がある。共有の森では、毎年7月1日に、木が切られていないか村民総出で調べるといふ。もし、木を切った者がいれば、慣習法に基づいた罰則が科せられる。それは、切った木を村に返すとともに、豚や砂糖、コーヒー、トアックと呼ばれる酒を村に納めるといふものである。こういった慣習法の存在やコミュニティの結束力が、プランテーション造成ための強制的な土地の搾取を抑止できたというのだ。

夜になり、村の男たちは小さな雑貨屋に集まり、トアックと呼ばれる酒を酌み交わしながらおしゃべりを楽しんでた。私もその輪に加わってお酒をいただきながら、パインドゥ村にもかつてはこのような雰囲気があったのかもしれないと考えていた。

今回、この2つの村を訪問して、オイルパームのプランテーションが小さな村に与えた大きな影響について考えさせられた。土地を奪い、環境を破壊しただけでなく、彼らの文化をも大きく変えてしまったのだ。

チオンさんの事務所の壁に、「私の望み」と題して描かれた農民たちの絵が貼ってあった。絵には、かつての村の姿が描かれたものの他に、鍵や傘の絵を描いたものがあった。彼らが望むのは、問題を解決するための鍵や、彼らを守ってくれる傘なのかもしれない。

【英米 NGO、違法メルバウ使用拒否訴え】

欧米 NGO・EIAとインドネシア Telapak は、インドネシア西パプア州でメルバウを違法伐採し、欧米で販売する世界一床材企業の米国 Armstrong 社や DIY1 位 Home Depot 社、Bruce 社、ドイツ Tarkett 社、スウェーデン Karhs 社、オランダ Juncker 社の「違法メルバウ材使用をボイコットしよう」とのキャンペーンを2006年8月から開始。11月、ウータンと Telapak は日本大手住宅企業 T Home を訪問し、使用確認。日本でメルバウ取扱企業は約100社。12月、FOEJapan 等と相談。(EIA の HP 等、ウータン調査より)

【世界熱帯林活動、FSC 認証へ懸念示す】

9月、ブラジル、コロンビア、チリ、エクアドル、アイルランド、南アフリカ、スペイン、ウルグアイ 8カ国 NGO は FSC(森林管理協議会)に、FSC 原則の「世界の森林のため環境配慮すること、社会的に貢献すること、経済的存立できる管理であること」に違反している同国らの企業に FSC 認証の撤回を申し入れた。(Fair Wood ニュースより)

【ブラジル、違法伐採追跡制度導入】

ブラジル政府は、9月1日からアマゾンの熱帯林で違法伐採続く現状を考慮し、インターネットで伐採取締りの木材トラッキングシステムを導入。Green Peace ブラジルのマルセル氏は「不正行為を発見する方法だが、現体制では機能しないことを危惧」と。

(ヘラルド・トリビューン紙より)

【ロシア、違法伐採追跡制度導入】

7月よりロシア政府は G8 サミット違法材対策合意を受け、違法伐採追跡制度を一部で実施始め、「2年間で終了させる」と。ロシアの森林管理は2007年より連邦政府から地方の州政府となるが、極東地域では支局職員が2-3名の所もあり、違法チェックに疑問視の声も。(Fair Wood ニュース、木材新聞)

【サラワクで、先住民が再度道路封鎖す】

8月からマレーシア・サラワク州で原生林破壊と生活破壊に対し、バラム川上流のプナン人が再度、伐採道路封鎖へ。破壊停止求む。(現地聞き取り、ブルーノ・マンサFより)

【農水省、H19年度予算木材流通策等重視】

8月末、農水省は次年重点項目で木材の生産・流通改革推進で森林・林業再生の取組みや森林吸収源対策の対策推進(農水省 HP)

【北極の水、2040年に消滅?進む温暖化】

12月、米国大気研究センターは温暖化が進み、溶解速度が4倍になり北極で大半の水消滅し、北半球への影響甚大と報告。

11月18日までケニアで開かれた京都議定書の第2回締結国会議(COP/MOP2)は、2013年以降の温室効果ガス削減取組みの会議がされ、話し合い打切り主張の世界2位CO2排出の中国やインドが交渉の席に留まり、中国は「08年協議を大筋合意」と。森林吸収源問題は、草原・砂漠の新植林がCO2排出権取引対象だが、熱帯林の破壊防止策を対象へパプア・ニューギニア、コスタリカなど提案し、07年5月で意見調整と。(朝日、毎日新聞)

【41回ITTO、違法材対策強化を図る】

11月11日、ITTO(国際熱帯木材機関)理事会は違法材対策、持続可能な森林経営を明確に掲げた。FOEJapanの『合法・証明材の需要と市場の推進と創出』等に資金援助。ITTO事務局長は「持続可能森林経営での一番問題は違法材対策」と表明。林野庁次長は、「日本の《木材合法材証明ガイドライン》へ政府の取組み、違法材対策へ助力」を表明。

ITTOは「世界に残る熱帯林の95%が今も危機的な状況で、持続可能な熱帯林の森林経営は約ドイツの面積で、世界の5%しかなく、各国は森林法改正・遵守や違法伐採・取引停止が必要」と。(ITTO・林野庁のHP、ITTO参加での資料より)



アンさんはバブアニューギニア(PNG)の森に住む先住民三八人が森林を伐採した会社と政府を訴えた裁判で、被告側の控訴に対して原告を守り切り、伐採禁止と補償金(三〇万キナ(約七八〇〇万円)の支払いを最高裁で勝ち取った弁護士である。

先輩弁護士から引き継ぎ最高裁で闘った時、彼女は大学を出たばかりだった。初めての法廷で「自分を信じたことができたのは『宿題』をしていたから」と言う。

『宿題』とは、学生時代に行なったボランティアだ。三〇〇五〇人単位の先住民コミュニティを訪ね歩き、地権者である彼らが持つ権利について教える活動を行なった。

ある日、話を聞いていた一人の女性が、「一緒にいらっしやい」と自分の森に招き入れた。女性は「あれが見える?」と聞く。PNGでは一族が持つ森の四点にリボンをつぶのが慣習だ。アンさんの目に入ったのは、四点の内側に企業が入り込んで伐採した跡だった。「まるで火山灰が降り積もったような風景。ところどころ、切り株が突き出していた」

# あなたが私たちが助けてくれる先住民の声に導かれ、森を守る

環境保護分野のノーベル賞、ゴールドマン環境賞を受賞したアンさん。バブアニューギニアではマレーシア系企業の違法伐採が横行している。

女性はまだでアンさんの未来を暗示するかのようにつづった。

「あなたが伐採を止めるの。あなたが止めてくれなければ私たちの土地も森もなくなってしまう。私の子どもたちにも残らない。この森に生きる私たちは餓えてしまう。あなたが助けてくれる。」

「そのとき私はまだ学生で、犯罪者を追及する検事になるつもりでした。でも彼女の前から逃げ出して他のことをやるなんて考えられませんでした」とアンさんは笑う。

権利を「知らされた」先住民族

は伐採企業の言いなりで権利を手放したことをアンさんに訴えるようになった。それまで自分たちの森に、法律に基づいた権利があることまでは知らされていなかった。

「何処で、誰が、何故、何が起きたか、証言を書き留めました」それらの資料が裁判で証言や証拠として採用され、違法伐採という証明が難しい事件で、地権者が救済される新しい扉を開いた。

係争中には恐ろしいことも起きた。就寝中に何者かが窓から侵入し、コンピュータを盗んだ。お金

や鍵は残され、台所にあった鞆がバルコニーに置かれ、財布から抜き出されたアンさんの身分証明書がその上に残されていた。

「何様だと思っている。何を証明するつもりか? これで済むと思うな」という脅しでしょう」この先の道も険しい。二〇〇五年に森林法が改悪された。「以前、伐採許可の手続には、土地取得の合意、境界線の明確化、補償金交渉という一段階目と、補償条件の合意の二段階目がありました。一段階目で権利を知らされずにいることが問題だったのに、二段階目の手続を失くす改悪でした」。

政府が違法伐採について調査を行ない、国家森林理事会にあった木材業界代表の席を市民社会代表に入れ替えた以前の改善も、元に戻って後退してしまっただけだ。

日本はPNG材輸入で世界第二位。司法の場で訴えない限り、違法伐採材であっても輸出が続いている。これは消費者、消費国、企業の社会的責任だ。

文・写真/まさのあつこ



Anne M. Kajir 2006年、ゴールドマン環境賞受賞。違法伐採問題に取り組む人権擁護派の元裁判官に育てられた若手弁護士の1人。彼を相談役に、彼の妻を含む女性3人で「環境保護法律家センター」をバブアニューギニアの首都・ポートモレスビーに創設した。

## アン・カジールさん

▲ 週刊金曜日 2006.10.6 より

# HUTAN ダーウィンへのお便りから……

《会費、カンパを頂いた方々》(2006年10月1日~2006年12月21日) (敬称略)  
 伊東真吾 井上真 井下祥子 馬橋憲男 トム・エスキルセン 鎌木里子 黒河内繁美 後藤裕己  
 助友伸子 藤間剛 中島絃 西岡良夫 畠山誠子 深尾葉子 南研子 森本泰輔 山内美登利  
 湯川れい子 蓮原耕児 渡辺博文

(ありがとうございました)

## 《おたよりから》 (敬称略)

☆ 9月末に21回目のアマゾンから戻りました。現状は厳しく大変でしたが、頑張ります。

10/12 (南研子)

☆ (前略)これからも熱帯林のこと、よろしくお願いします。私は特に湿地を守る活動を続けます。

10/27 (山内美登利)

☆ ラミン不売運動が功を奏して本当に良かったですね。アマゾンの熱帯林、タスマニア雨林の伐採はまだまだ悲劇的な状況のようです。このほどボランティア助成金を出して下さいました篤志家からの寄金を寄付します。(後略)

10/12 (湯川れい子)

この映画がすごい!!

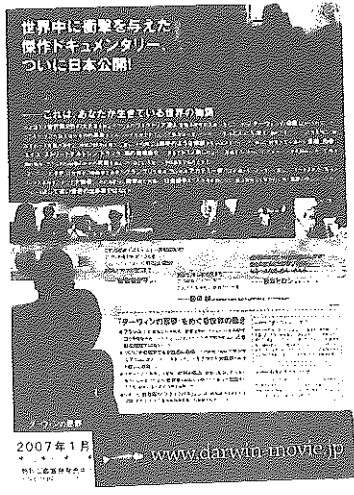
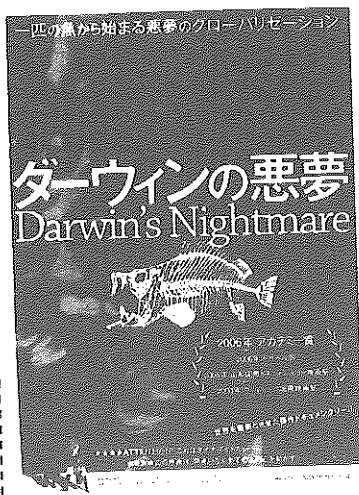
## 『ダーウィンの悪夢』

### 「ダーウィン」って?

チャールズ・ダーウィンといえば、かの有名な「進化論」、「適化論」といえば、「弱肉強食」、「適者生存」という言葉が思い浮かぶ。果たして、ウクトリア湖のナイルパーチは「適者生存」の勝利者なのか? 勝利者はナイルパーチだけなのか? 自然の営みが崩れゆく世の中で、ダーウィンの論理は通用するのか? 映画は、ダーウィンも予想しなかった悪夢を描く。

### 日本とナイルパーチ

ナイルパーチは切り身として主にヨーロッパ・日本へ輸出され、数年前までは「白ススキ」という名前で流通していた。現在も、お弁当、給食、レストランなどの白身魚フライによく使われており、あなたも食べている魚なのだ!!



巨大な肉食魚ナイルパーチが放たれ、湖の環境は激変する。食い尽くされる在来種。ナイルパーチの加工・輸出の一大産業の登場と引き換えに、貧困にあえぐ漁村。失業、売春、エイズ、ストリートチルドレン、事業に精出す業者。魚肉はヨーロッパ、そして日本に。

地元の間人は骨しか買えない。魚を運びに来る飛行機は、欧米から武器を積んでくる。アフリカの紛争地を血で染めるために。

オーバーなナレーションも、悲劇的な音楽もない。映画はただ淡々と、ウクトリア湖周辺の人々に語らせ、うつしだす。が、恐ろしく雄弁だ。

## 新春

【大阪】梅田ガーデンシネマ

1月6日(土)~

【神戸】109 シネマズ HAT 神戸

1月13日(土)~

【京都】京都みなみ会館

1月20日(土)~

# HUTAN ACTION SCHEDULE

☆ ウータン総会 2月11日(日)午後1時半から…場所) エル大阪 Tel)06-6942-0001  
ウータンの今年の活動計画(調査・キャンペーン・講演会など)を決めます。お越しください。  
エル大阪は天満橋から西へ徒歩7分

☆ 講演会 3月3日(土)午後1時半—4時半  
☆場所) アピオ大阪 Tel)06-6941-6331 森之宮駅から2分  
☆講演) 高橋ぼく氏(国連職員)【アジアの森林保全を問う】  
☆参加費) 地球環境基金助成金により、資料代のみ。  
詳しい問合せは西岡まで Tel&Fax)072-252-0505

**お知らせ**・2006年3月末に作成の報告書(下記)、送料負担カンパ500円—希望5名先着順

★【やれば出来る! 違法材ラミン材の使用停止】(完結編と新規違法材調査)—ラミン、メルバウ材

※ 2006年11月作成の『The Final Trade of Remin』(ラミントレードは終り)は送料90円でOKです。

—連絡先\*西岡までFaxかメールで\*Fax)072-252-0505 \*メール)fwpc3808@mb.infoweb.ne.jp

☆ ウータンでは2007年より更に新たな取組みをします。原則、事務局会議は第2、4火曜午後7時半-9時半にウータン事務所で行っています。ご連絡(Tel:06-6372-1561)下さい。

☆ 事務所は、大阪市北区、地下鉄・都島線の中崎町駅から徒歩1分。

## ウータン・森と生活を考える会

【OFFICE】〒530-0015 大阪市北区中崎西1-6-36  
サクラビル新館308  
「関西市民連合」気付  
Tel.06-6372-1561

(HP)www.hutang.org/(mail)fwpc3808@mb.infoweb.ne.jp

【一部】300円 【年会費】4000円

【郵便振替】00930-4-3880

◎購読希望の方は郵便振替で申し込み下さるか、又事務所までご連絡下さい。

◎ウータン定例会は、毎月、第2、第4火曜日7:00pmより「関西市民連合」事務所にて行っております。